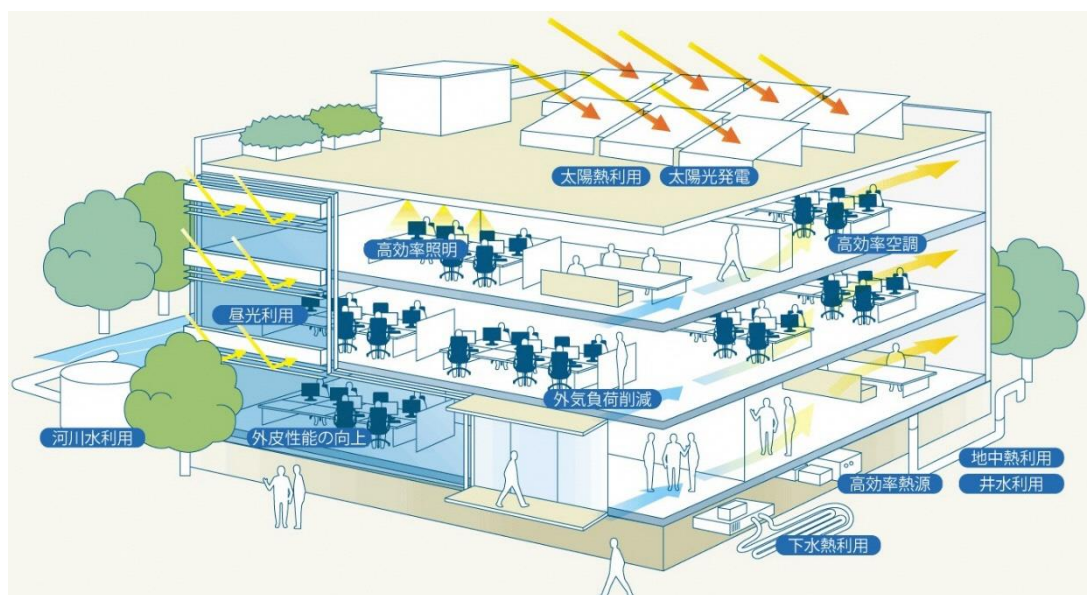


令和7年度 事業用省エネルギー設備等 導入促進事業費補助金



資源エネルギー庁ホームページより

◎各種様式等詳細は、ホームページも併せてご確認ください。



松戸市 事業用省エネルギー設備

検索

目次

1	補助金の概要.....	1
2	補助金対象者の要件.....	3
3	補助金額及び補助対象経費.....	4
4	補助事業ごとの要件及び必要書類.....	6
4-1	省エネルギー診断の受診.....	6
4-2	省エネルギー診断に基づく設備改修等.....	8
4-3	ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の新築・改築等.....	16
4-4	電動バイク等の導入.....	19
4-5	電気自動車の導入・燃料電池自動車の導入.....	26
4-6	急速充電設備の導入・普通充電設備の導入.....	32
5	各種様式の記入例.....	40
6	補助対象設備の処分の制限.....	51
7	補助金の交付までの流れ.....	52

1 補助金の概要

(1) 申請期間

令和7年4月1日（火）から令和8年2月27日（金）まで

※申請書類に不備や不足がなく揃った時点ではじめて受付となります。

※申請は受付順で、予算枠に達した時点で終了します。

(2) 申請方法

○持ち込み（業者による代行可）

他の申請方法との兼ね合いから書類はその場では確認しません。不備等の連絡は後日行います。

○メール

送信先：mczeroc@city.matsudo.chiba.jp

※件名を「〈お名前〉_〈申請事業名称〉_補助金申請書類」にしてください。

※一度に送信するファイルの容量は**5MB未満**をお願いします。

容量を超える場合などは送付いただいても当室はファイルを受信できません。

圧縮する等の対応を行い、調整してください。

どうしても大きいファイルは事前に電話等でご相談ください。

○郵送（上記期日までに必着）

※郵送の場合は、追跡などが可能な書留等での送付を推奨します。

(3) 申請受付の順番

先着順で受付処理を行っております。上記申請方法で記録する順番は以下の日時に基づき行います。

○持ち込み

書類が提出された（職員が受け取った）日時

○メール

当室がメールを受信した日時

○郵送

当室職員が郵送物を受け取った日の午前11時

※申請者が郵送した日ではありませんのでご注意ください。

【不備があった場合】

上記の時間の記録を削除し、不備を修正し書類が提出された日時（持ち込み、メール、郵送などそれぞれの方法による）

(4) 申請先 ※支所等での受付は行っておりません。

〒271-8588

松戸市根本387番地の5 市役所新館6階

松戸市 環境政策課 ゼロカーボンシティ推進担当室

(5) 留意点

申請日は書類が全て調ったと職員が判断した日となります。

調っていないと判断した場合は書類一式を返却させていただきますので訂正・修正後に再度ご送付ください。

2 補助金対象者の要件

(1) 全設備共通の対象者要件

- ・市内に事業所等を有し、事業を営む個人又は法人であること。ただし、リース契約におけるリース事業者についてはこの限りではない。
 - ・代表者、役員その他の事業者の経営に実質的に関与している者が松戸市暴力団排除条例（平成24年松戸市条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
 - ・市に納付すべき税を滞納していないこと。
 - ・まつど SDGs キャラバンメンバーシップ制度における、取組を通じて目指したい SDGs のゴールとして「7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに」又は「13 気候変動に具体的な対策を」を宣言していること。（リース事業者を除く。）
 - ・設備の設置費等を負担し、設備等を所有すること。（所有権留保付きローン（残価設定型の契約を含む。）で購入し、所有者が販売店又はファイナンス会社等である場合及びリースにより導入し、所有者がリース事業者等である場合を含む。）
 - ・補助事業をリースで行う場合には、設置者とリース事業者が共同で補助事業を行うものとする。また、リース事業者は、リースを受ける者から領収する月額リース料金を減額する形で補助金相当分を還元するものとする。
- なお、リース契約については、次のいずれかを満たすこと。
- ① リース期間が51ページに記載する財産制限期間以上の契約となっていること。
 - ② ①を満たさない場合は、リース期間終了後に設置者が補助対象設備を購入する契約となっていること。
- ・補助対象者の要件を満たす者が複数いる場合は、全ての者から補助金申請に係る権限を委任されていること。

(2) 補助事業ごとの補助対象者の要件

補助対象設備の種類	補助対象者の要件
省エネルギー診断の受診	・補助金の交付を申請する年度内に受診していること。
省エネルギー診断に基づく設備改修等	・設備改修等の工事が完了した日の翌日から起算して1年以内であること。 ・事業所等を第三者が所有する場合、全ての者から事業実施の同意を得ていること。
ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の新築・改修等	・新築、購入の場合は事業所等の引渡しを受けた日、改修の場合は工事が完了した日の翌日から起算して1年以内であること。
電動バイク等の導入	・補助金の交付を申請する年度内に導入していること。

電気自動車の導入 燃料電池自動車の導入	・補助金の交付を申請する年度内に導入していること。 ・車両を導入する事業所等において、申請者が松戸市クリーンエネルギー自動車導入補助金交付規則、松戸市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付要綱又は松戸市クリーンエネルギー自動車導入促進事業費補助金交付要綱に基づき同じ種類の補助事業の補助を受けていないこと。
急速充電設備の導入 普通充電設備の導入	・補助金の交付を申請する年度内に導入していること。 ・自動車の製造又は販売に係る事業を主たる事業として営んでいないこと。 ・事業所等を第三者が所有する場合、全ての者から事業実施の同意を得ていること。

3 補助金額及び補助対象経費

補助対象経費は、消費税及び地方消費税相当額を控除するものとし、設置費等に国等からの補助金を充当する場合にあっては、当該補助金の額を控除した額とします。

また、補助金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額を補助金の額とします。

補助対象事業の種類	補助金の額	補助対象経費
省エネルギー診断の受診	補助対象経費の額。ただし、当該額が 21,000 円を超えるときは、21,000 円とする。	省エネルギー診断の受診に要する費用
省エネルギー診断に基づく設備改修等	補助対象経費の額に 2 分の 1 を乗じた額。ただし、当該額が 440,000 円を超えるときは、440,000 円とする。	設備本体（空調、換気、照明、給湯等の機器及び B E M S 等のエネルギー管理システム、再生可能エネルギーシステム、蓄電システム等）及び付属品の購入費、工事費（据付・配線工事等の補助対象設備の改修等に不可欠な工事費用 ※補助事業に要した経費のうち、設備の使用の方法及び運用の方法等に関する経費は除く。

Z E B（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の新築、改修等	補助対象経費の額。ただし、当該額が 1,100,000 円を超えるときは、1,100,000 円とする。	建築・改修費（高性能建材や空調、換気、照明、給湯等の機器及び B E M S 装置、蓄電システム等の設置費用）及び工事費（補助対象設備の据付に不可欠な工事費用）※新築等の場合は、資材等の運搬費及び既存建築物の撤去・処分に係る費用を除いたもの。
電動バイク等の導入	補助対象経費の額。ただし、当該額が 20,000 円を超えるときは、20,000 円とする。	電動バイク本体の購入費（メーカーオプションや付属品に係る費用を除く。）
電気自動車の導入	補助対象経費の額。ただし、当該額が 30,000 円を超えるときは、30,000 円とする。	電気自動車本体の購入費（メーカーオプションや付属品に係る費用を除く。）
燃料電池自動車の導入	補助対象経費の額。ただし、当該額が 50,000 円を超えるときは、50,000 円とする。	燃料電池自動車本体の購入費（メーカーオプションや付属品に係る費用を除く。）
急速充電設備の導入	補助対象経費の額に 2 分の 1 を乗じた額。ただし、当該額が 400,000 円を超えるときは、400,000 円とする。	設備本体の購入費、設備の設置工事費（基礎工事、据付・配線工事等） ※高圧受変電設備設置工事費、屋根や小屋、案内板、課金装置などの付帯設備設置費、停電回避費、充電スペース造成費、既存設備の撤去・処分費、運搬費は除く。）
普通充電設備の導入	補助対象経費の額に 2 分の 1 を乗じた額。ただし、当該額が 100,000 円を超えるときは、100,000 円とする。	



まつど SDGs キャラバンメンバーシップ制度の詳細については、ホームページをご覧ください。
（右のQRコードからご覧になれます。）



4 補助事業ごとの要件及び必要書類

4-1 省エネルギー診断の受診

(1) 事業の要件

省エネルギー対策に関する専門的知識を有する者が市内の事業所、営業所又は事務所（以下「事業所等」という。）を訪問し、当該事業所等におけるエネルギーの使用状況、設備の運転状況等を調査するとともに、当該調査結果に基づき省エネルギー対策を提案するものであって、千葉県が指定した機関が実施するもの、一般財団法人省エネルギーセンターによる省エネ最適化診断及びその他の診断に要する費用に国の補助金が充当されている省エネルギー診断であること。

(2) 必要書類

必要書類	記載要件及び書類例等
申請書兼請求書 (第1号様式)	記入例(40ページ)を参考にし、必要事項を記入すること。 ※市長が税の納付状況を確認することに <u>同意しない場合は、納税証明書の写しの提出が必要。</u>
補助事業の概要 (第1号様式別紙1)	記入例(44ページ)を参考にし、必要事項を記入すること。
国等からの交付を受けたことがわかる書類の写し	※第1号様式別紙1において、国等からの補助金を補助対象経費から控除した結果、 <u>市への交付申請の額が21,000円を下回る場合に限り必要。</u>
申請者の本人確認書類の写し	【個人事業主の場合】 ・顔写真付きの官公庁が発行するもの(1点) 例. 運転免許証、パスポート(住所が記載されているもの)、マイナンバーカード等 ・その他顔写真無しのもの(2点以上) 例. 健康保険証(住所が記載されていること)、年金手帳、通帳、キャッシュカード、診察券等、住民票の写し(概ね3か月以内に発行されたもの)等 【法人の場合】 担当者又は代表者のもので、以下の書類のうち<u>2点以上</u>を提出 社員証、保険証、名刺等 ※有効期限が切れている、住所氏名が申請書の記載と一致していない等は本人確認書類として認められません。
市内に事業所等を有することを証する書類の写し	【個人事業主の場合】 開業届の写し

	【法人の場合】 現在事項全部証明書の写し又は履歴事項全部証明書の写し（概ね6か月以内のもの）
補助事業であることを証する書類の写し	省エネルギー診断書の写し（事業所名、診断先、診断日等が記載されているもの）
契約書又は注文書・注文請書の写し	契約（注文）書に省エネルギー診断受診費用が記載されているもの。 ・記載ない場合は、経費内訳書を追加提出ください。なお、経費内訳書は、診断機関の経費の明細がわかる書類（見積書、内訳書、請求書等）をもって代用することができます。 ・契約（注文内容）を途中で変更されている場合は“変更契約（注文内容の変更）書類”も併せてご提出ください。
契約(注文)連名者委任状 ※契約（注文）者が複数のとき	複数名が申請可能な状態であるため、申請の権限を申請者に委任するものです。
領収書等の写し	領収書等に①契約（注文）金額と一致、②契約（注文）書に記載された内容等と合致する但し書きが記載されているもの。 （例） 【複数回支払いしている場合】 その全ての支払いが確認できる領収書等を提出してください。 【クレジットやローン等での支払い場合】 次のいずれかをご提出ください。 ・診断機関発行のクレジット払いによる支払を証明する書類（支払証明書） ・全額支払いの手続きが完了していることが確認できる（具体的な支払いスケジュールが明記されている）契約書類 ※契約の申込書ではなく、契約締結後の書類をご用意ください。 【領収書の発行がない場合】 領収証明書の様式を用意していますので、診断機関に作成を依頼し提出してください。

4-2 省エネルギー診断に基づく設備改修等

(1) 事業の要件

省エネルギー診断に基づき、当該事業所等に係る設備の改修等を行うもののうち、以下の要件を満たすこと。ただし、導入する設備は未使用のものであること。

- ① 省エネルギー診断書の発行日は、その有効期限日又は診断日から起算して3年を経過する日のいずれか早い日以内であること。
- ② 実施前と比べて当該事業所全体のエネルギー使用量がエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）に定める原油換算量又は地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）に定める温室効果ガス排出量で10パーセント以上削減していること。ただし、以下によるものは削減割合に含めない。
 - ア 申請者が費用を負担しない改修等
 - イ 設備の使用方法等、直接設備の改修等を伴わないもの
 - ウ 非常時にのみ使用されるなど常用ではないもの

(2) 必要書類

① 購入の場合

必要書類	記載要件及び書類例等
申請書兼請求書 (第1号様式)	記入例(40ページ)を参考にし、必要事項を記入すること。 ※市長が税の納付状況を確認することに同意しない場合は、 <u>納税証明書の写しの提出が必要</u> 。
補助事業の概要 (第1号様式別紙1)	記入例(45ページ)を参考にし、必要事項を記入すること。
国等からの交付を受けたことがわかる書類の写し	※第1号様式別紙1において、国等からの補助金を補助対象経費から控除した結果、 <u>市への交付申請の額が440,000円を下回る場合に限り必要</u> 。
申請者の本人確認書類の写し	【個人事業主の場合】 ・ <u>顔写真付きの官公庁が発行するもの(1点)</u> 例. 運転免許証、パスポート(住所が記載されているもの)、マイナンバーカード等 ・ <u>その他顔写真無しのもの(2点以上)</u> 例. 健康保険証(住所が記載されていること)、年金手帳、通帳、キャッシュカード、診察券等、住民票の写し(概ね3か月以内に発行されたもの)等 【法人の場合】

	担当者又は代表者のもので、以下の書類のうち<u>2点以上</u>を提出 社員証、保険証、名刺等 ※有効期限が切れている、住所氏名が申請書の記載と一致していない等は本人確認書類として認められません。																																
市内に事業所等を有することを証する書類の写し	【個人事業主の場合】 開業届の写し 【法人の場合】 現在事項全部証明書の写し又は履歴事項全部証明書の写し（概ね6か月以内のもの）																																
補助事業であることを証する書類の写し	省エネルギー診断書の写し（事業所名、診断先、診断日等が記載されているもの） ※有効期限が切れている、診断日から3年以上経過している場合は不可																																
契約書又は注文書・注文請書の写し	契約（注文）書に①経費の明細、②工事着工（予定）日・工事完了（予定）日が記載されているもの。 （例） 工事請負契約書 工事名：業務用エアコン改修工事 工事場所：松戸市□□□□ ② 工事着工日： 年 月 日 工事完了日： 年 月 日 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">内容（製品名等）</th><th style="width: 20%;">型式</th><th style="width: 10%;">数量</th><th style="width: 40%;">価格</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① ○○式エアコン</td><td>ABC-0123</td><td>1</td><td>¥2,000,000</td></tr> <tr> <td>パネル</td><td>AA123</td><td>1</td><td>¥100,000</td></tr> <tr> <td>リモコン</td><td>AB123</td><td>1</td><td>¥50,000</td></tr> <tr> <td>工事費</td><td>-</td><td>1</td><td>¥350,000</td></tr> <tr> <td colspan="3">小計</td><td>¥2,500,000</td></tr> <tr> <td colspan="3">消費税及び地方消費税</td><td>250,000</td></tr> <tr> <td colspan="3">合計</td><td>¥2,750,000</td></tr> </tbody> </table> 発注者：○○会社 受注者：△△△△会社	内容（製品名等）	型式	数量	価格	① ○○式エアコン	ABC-0123	1	¥2,000,000	パネル	AA123	1	¥100,000	リモコン	AB123	1	¥50,000	工事費	-	1	¥350,000	小計			¥2,500,000	消費税及び地方消費税			250,000	合計			¥2,750,000
内容（製品名等）	型式	数量	価格																														
① ○○式エアコン	ABC-0123	1	¥2,000,000																														
パネル	AA123	1	¥100,000																														
リモコン	AB123	1	¥50,000																														
工事費	-	1	¥350,000																														
小計			¥2,500,000																														
消費税及び地方消費税			250,000																														
合計			¥2,750,000																														

	・経費の明細とは、省エネルギー診断において提案された改修内容と同規格の設備（メーカー名、型番）、数量、設備の設置工事費用の記載があるものです。<u>記載ない場合は、経費内訳書を追加提出ください。</u>なお、経費内訳書は、契約会社の経費の明細がわかる書類（見積書、内訳書、請求書等）をもって代用することができます。 ・契約（注文内容）を途中で変更されている場合は“変更契約（注文内容の変更）書類”も併せてご提出ください。 ・工事期間について 契約書又は注文書に記載された完了日と実態が異なっている場合又は、記載されていない場合は<u>工事着工完了証明書</u>を追加提出ください。 ただし、工事着工完了証明書は、契約会社から工事完了報告書等の工事完了日が記載された書類がある場合はこれを代用することができます。 なお、契約業者ではなく工事施工業者からの工事完了報告書等工事着工日と完了日が記載された書類がある場合は、契約会社と工事施工業者の関係がわかる書類を添付してください。
契約(注文)連名者委任状 ※契約（注文）者が複数のとき	複数名が申請可能な状態であるため、申請の権限を申請者に委任するものです。
領収書等の写し	領収書等に①<u>契約（注文）金額と一致、②契約（注文）書に記載された施工内容等と合致する但し書き</u>が記載されているもの。 （例） 領収書 〇〇会社 様 ①、② 令和 年 月 日 ¥2,750,000 但し、業務用エアコン改修費として △△△△会社 【複数回支払いしている場合】 その全ての支払いが確認できる領収書等を提出してください。 【クレジットやローン等での支払い場合】 次のいずれかをご提出ください。 ・販売店発行のクレジット払いによる支払を証明する書類（支払証明書）

	・全額支払いの手続きが完了していることが確認できる（具体的な支払いスケジュールが明記されている）契約書類 ※契約の申込書ではなく、契約締結後の書類をご用意ください。 【領収書発行者が契約（注文先）業者と異なる場合】 主に契約（注文請）業者の下請業者が考えられますが、この場合は領収書発行者と契約（注文）業者の関係性がわかる書類を追加提出してください。 例. 契約書に工事に関しては領収書発行者が実施する旨の記載がある等 【領収書の発行がない場合】 領収証明書の様式を用意していますので、契約業者に作成を依頼し提出してください。
カタログ又は仕様書等の写し	メーカー名、形状、型番及びその構成機器が確認できるもの。 <u>※省エネルギー診断において提案された改修内容と同規格（消費電力等）であること。</u>
設置図面	平面図に設備の改修場所がわかるよう記載すること。 <u>※経費の明細や設置が確認できる写真と整合性が取れるよう番号を付番するなどして提出してください。</u>
設置状況が確認できる写真	改修設備の全ての工事前及び工事後を同じ角度から撮影すること。 ※既存設備から改修設備へ変わったことがわかるよう撮影してください。 ※一枚の用紙に複数枚の写真を添付いただいて問題ありませんが、画質の問題や判読がつかないような写真の場合は撮り直していただきます。 ※工事中と思われる写真は不可。
未使用品であることを確認できる書類の写し (いずれか1点)	メーカー発行の保証書、出荷証明書、出荷検査成績書（検査日の記載があるもの）等の写し ※メーカーによっては「納品書」という名称で発行されている場合があります。メーカーから販売店に設備が納品されていることを証明できるものがあれば、書類の名称は問いません。なお、メーカーからに限らず、問屋などからの証明書でもかまいません。
再生可能エネルギー設備を導入していることを証する書類（いずれか1点）※当該設備を導入した場合のみ	・ 保証書の写し ・ 再生可能エネルギー設備を設置した住宅の全景と、再生可能エネルギー設備が設置されていることが確認できる写真 ・ 接続契約のご案内の写し ・ 特定契約のご案内の写し

	・再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定の証明書
--	-----------------------------

② リースの場合（リース事業者とリース先の共同申請）

必要書類	記載要件及び書類例等
申請書兼請求書 （第1号様式）	記入例（42ページ）を参考にし、必要事項を記入すること。 ※市長が税の納付状況を確認することに同意しない場合は、納税証明書の写しの提出が必要。
補助事業の概要 （第1号様式別紙1）	記入例（45ページ）を参考にし、必要事項を記入すること。
国等からの交付を受けたことがわかる書類の写し	※第1号様式別紙1において、国等からの補助金を補助対象経費から控除した結果、市への交付申請の額が440,000円を下回る場合に限り必要。
申請者の本人確認書類の写し	① 申請書上段のリース事業者 担当者又は代表者のもので、以下の書類のうち2点以上を提出 社員証、保険証、名刺等 ② 申請書下段のリース先 【個人事業主の場合】 ・顔写真付きの官公庁が発行するもの（1点） 例. 運転免許証、パスポート（住所が記載されているもの）、マイナンバーカード等 ・その他顔写真無しのもの（2点以上） 例. 健康保険証（住所が記載されていること）、年金手帳、通帳、キャッシュカード、診察券等、住民票の写し（概ね3か月以内に発行されたもの）等 【法人の場合】 担当者又は代表者のもので、以下の書類のうち2点以上を提出 社員証、保険証、名刺等 ※有効期限が切れている、住所氏名が申請書の記載と一致していない等は本人確認書類として認められません。
リース事業者に係る登記事項証明書の写し	現在事項全部証明書の写し又は履歴事項全部証明書の写し（概ね6か月以内のもの）
市内に事業所等を有することを証する書類の写し	【個人事業主の場合】 開業届の写し 【法人の場合】 現在事項全部証明書の写し又は履歴事項全部証明書の写し（概ね6か月以内のもの）
リース事業者が購入する設備の購入費・工事費が	① 設備の購入費・工事費が確認できる書類の写し リース事業者が販売店に対し設備が購入・工事したことがわかる

確認できる書類及びリース契約書の写し	領収書等を提出してください。 【複数回支払いしている場合】 その全ての支払いが確認できる領収書等を提出してください。 【クレジットやローン等での支払い場合】 次のいずれかをご提出ください。 ・販売店発行のクレジット払いによる支払を証明する書類（支払証明書） ・全額支払いの手続きが完了していることが確認できる（具体的な支払いスケジュールが明記されている）契約書類 ※契約の申込書ではなく、契約締結後の書類をご用意ください。 【領収書の発行がない場合】 領収証明書の様式を用意していますので、販売店に作成を依頼し提出してください。 ② リース契約書の写し リース契約書に①経費の明細、②工事着工（予定）日・工事完了（予定）日が記載されているもの。 ・経費の明細とは、省エネルギー診断において提案された改修内容と同規格の設備（メーカー名、型番）、数量、設備の設置工事費用の記載があるものです。<u>記載ない場合は、経費内訳書を追加提出ください。</u>なお、経費内訳書は、リース契約会社の経費の明細がわかる書類（見積書、内訳書、請求書等）をもって代用することができます。 ・リース契約を途中で変更されている場合は“変更契約（注文内容の変更）書類”も併せてご提出ください。 ・工事期間について <u>リース契約書に記載された着工日及び完了日と実態が異なっている場合又は、記載されていない場合は工事着工完了証明書を追加提出ください。</u> ただし、工事着工完了証明書は、リース契約会社から工事完了報告書等の完了日が記載された書類がある場合はこれを代用することができます。 なお、リース契約業者ではなく工事施工業者からの工事完了報告書等工事完了日が記載された書類がある場合は、リース契約会社と工事施工業者の関係がわかる書類を添付してください。
---------------------------	--

契約(注文)連名者委任状 ※契約(注文)者が複数のとき	複数名が申請可能な状態であるため、申請の権限を申請者に委任するものです。
カタログ又は仕様書等の写し	メーカー名、形状、型番及びその構成機器が確認できるもの。 ※省エネルギー診断において提案された改修内容と同規格(消費電力等)であること。
設置図面	平面図に設備の改修場所がわかるよう記載すること。 ※経費の明細や設置が確認できる写真と整合性が取れるよう番号を付番するなどして提出してください。
設置状況が確認できる写真	改修設備の全ての工事前及び工事後を同じ角度から撮影すること。 ※既存設備から改修設備へ変わったことがわかるよう撮影してください。 ※一枚の用紙に複数枚の写真を添付いただいて問題ありませんが、画質の問題や判読がつかないような写真の場合は撮り直していただきます。 ※工事中と思われる写真は不可。
未使用品であることを確認できる書類の写し(いずれか1点)	メーカー発行の保証書、出荷証明書、出荷検査成績書(検査日の記載があるもの)等の写し ※メーカーによっては「納品書」という名称で発行されている場合があります。メーカーから販売店に設備が納品されていることを証明できるものがあれば、書類の名称は問いません。なお、メーカーからに限らず、問屋などからの証明書でもかまいません。
再生可能エネルギー設備を導入していることを証する書類の写し (いずれか1点) ※当該設備を導入した場合のみ	・保証書の写し ・再生可能エネルギー設備を設置した住宅の全景と、再生可能エネルギー設備が設置されていることが確認できる写真 ・接続契約のご案内の写し ・特定契約のご案内の写し ・再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定の証明書
貸与料金の算定根拠明細書(様式第1号別紙2)	注意事項を確認し、必要事項を記入すること。

4-3 ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の新築、改修等

（１）事業の要件

国のZEBロードマップ検討委員会とりまとめにて定義される『ZEB』、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Orientedのうち、BELS（建築物省エネルギー性能表示制度）により『ZEB』、Nearly ZEB、ZEB Ready又はZEB Orientedであることが示されていること。

※対象となるZEB：『ZEB』、ZEB Ready、Nearly ZEB、ZEB Oriented

（２）必要書類

必要書類	記載要件及び書類例等
申請書兼請求書 (第1号様式)	記入例(40ページ)を参考にし、必要事項を記入すること。 ※市長が税の納付状況を確認することに同意しない場合は、納税証明書の写しの提出が必要。
補助事業の概要 (第1号様式別紙1)	記入例(46ページ)を参考にし、必要事項を記入すること。
国等からの交付を受けたことがわかる書類の写し	※第1号様式別紙1において、国等からの補助金を補助対象経費から控除した結果、市への交付申請の額が1,100,000円を下回る場合に限り必要。
申請者の本人確認書類の写し	【個人事業主の場合】 - 顔写真付きの官公庁が発行するもの(1点) 例. 運転免許証、パスポート(住所が記載されているもの)、マイナンバーカード等 - その他顔写真無しのもの(2点以上) 例. 健康保険証(住所が記載されていること)、年金手帳、通帳、キャッシュカード、診察券等、住民票の写し(概ね3か月以内に発行されたもの)等 【法人の場合】 担当者又は代表者のもので、以下の書類のうち2点以上を提出 社員証、保険証、名刺等 ※有効期限が切れている、住所氏名が申請書の記載と一致していない等は本人確認書類として認められません。
市内に事業所等を有することを証する書類の写し	【個人事業主の場合】 開業届の写し 【法人の場合】

	現在事項全部証明書の写し又は履歴事項全部証明書の写し（概ね6か月以内のもの）
補助事業であることを証する書類の写し	B E L S 評価書 （特記事項に Z E B 等の記載があること）
契約書又は注文書・注文請書の写し	契約（注文）書に①経費の明細、②工事完了（予定）日が記載されているもの。 ・経費の明細とは、当該建築物に係る費用の詳細があるものです。記載ない場合は、経費内訳書を追加提出ください。なお、経費内訳書は、契約会社の経費の明細がわかる書類（見積書、内訳書、請求書等）をもって代用することができます。 ・契約（注文内容）を途中で変更されている場合は“変更契約（注文内容の変更）書類”も併せてご提出ください。 ・工事期間について <u>契約書又は注文書に記載された完了日と実態が異なっている場合又は、記載されていない場合は工事着工完了証明書を追加提出ください。</u> ただし、工事着工完了証明書は、契約会社から工事完了報告書等の工事完了日が記載された書類がある場合はこれを代用することができます。 なお、契約業者ではなく工事施工業者からの工事完了報告書等工事着工日と完了日が記載された書類がある場合は、契約会社と工事施工業者の関係がわかる書類を添付してください。
契約(注文)連名者委任状 ※ <u>契約（注文）者が複数</u> <u>のとき</u>	複数名が申請可能な状態であるため、申請の権限を申請者に委任するものです。
領収書等の写し	領収書等に①契約（注文）金額と一致、②契約（注文）書に記載された施工内容等と合致する但し書きが記載されているもの。 【複数回支払いしている場合】 その全ての支払いが確認できる領収書等を提出してください。 【クレジットやローン等での支払い場合】 次のいずれかをご提出ください。 ・契約会社発行のクレジット払いによる支払を証明する書類（支払証明書） ・全額支払いの手続きが完了していることが確認できる（具体的な支払いスケジュールが明記されている）契約書類 ※契約の申込書ではなく、契約締結後の書類をご用意ください。

	【領収書発行者が契約（注文先）業者と異なる場合】 主に契約（注文請）業者の下請業者が考えられますが、この場合は領収書発行者と契約（注文）業者の関係性がわかる書類を追加提出してください。 例. 契約書に工事に関しては領収書発行者が実施する旨の記載がある等 【領収書の発行がない場合】 領収証明書の様式を用意していますので、契約業者に作成を依頼し提出してください。
設置状況が確認できる写真	【新築の場合】 工事前（更地）、工事後（建築後）の写真 撮影場所が同一であることがわかるよう周囲を含め撮影すること。 【改修の場合】 省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備等の改修前、改修後写真を撮影すること。 ※工事中の写真は不要。
再生可能エネルギー設備を導入していることを証する書類の写し（「Z E B O r i e n t e d」を除く。）（いずれか1点）	・ 保証書の写し ・ 再生可能エネルギー設備を設置した住宅の全景と、再生可能エネルギー設備が設置されていることが確認できる写真 ・ 接続契約のご案内の写し ・ 特定契約のご案内の写し ・ 再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定の証明書

4-3 電動バイク等の導入

(1) 事業の要件

・電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）又は車両であって、次に掲げるもの。

ア 二輪の小型自動車（道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車であって、同法施行規則第2条別表第1において自動車の種別が小型自動車に該当する二輪自動車をいう。以下同じ。）

イ 二輪の軽自動車（道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車であって、同法施行規則第2条別表第1において自動車の種別が軽自動車に該当する二輪自動車をいう。以下同じ。）

ウ 原動機付自転車（道路運送車両法第2条第3項に規定する原動機付自転車であって、松戸市市税条例で定める標識を取り付けているものに限る。）のうち、一般原動機付自転車（道路運送車両法施行規則第1条第2項において自動車の種別が一般原動機付自転車に該当する原動機付自転車をいう。以下同じ。）

※二輪自動車は、側車付二輪自動車（道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車であって、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第2条第4号に規定する側車付二輪自動車をいう。）を含む。

・以下の要件を満たすもの。

ア 申請者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したもの（中古の輸入車の初度登録車を除く。）であること。

イ 二輪の小型自動車及び二輪の軽自動車にあつては、自動車検査証又は軽自動車届出済証の使用の本拠の位置が、市内の住所であること。

ウ 一般原動機付自転車にあつては、標識交付証明書の主たる定置場の位置が、市内の住所であること。

エ 二輪の小型自動車及び二輪の軽自動車にあつては、自動車検査証又は軽自動車届出済証の登録年月日又は交付年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であること。

オ 一般原動機付自転車にあつては、標識交付証明書の登録年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であること。

カ 一般原動機付自転車にあつては、型式認定を取得したものであること。

キ 国が令和5年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされていること。

(2) 必要書類

① 購入の場合

必要書類	記載要件及び書類例等
申請書兼請求書 (第1号様式)	記入例(40ページ)を参考にし、必要事項を記入すること。 ※市長が税の納付状況を確認することに <u>同意しない場合は、納税証明書の写しの提出が必要。</u>
補助事業の概要 (第1号様式別紙1)	記入例(47ページ)を参考にし、必要事項を記入すること。
国等からの交付を受けたことがわかる書類の写し	※第1号様式別紙1において、国等からの補助金を補助対象経費から控除した結果、 <u>市への交付申請の額が20,000円を下回る場合に限り必要。</u>
申請者の本人確認書類の写し	【個人事業主の場合】 ・<u>顔写真付き</u>の官公庁が発行するもの(1点) 例. 運転免許証、パスポート(住所が記載されているもの)、マイナンバーカード等 ・<u>その他顔写真無し</u>のもの(2点以上) 例. 健康保険証(住所が記載されていること)、年金手帳、通帳、キャッシュカード、診察券等、住民票の写し(概ね3か月以内に発行されたもの)等 【法人の場合】 担当者又は代表者のもので、以下の書類のうち<u>2点以上</u>を提出 社員証、保険証、名刺等 ※有効期限が切れている、住所氏名が申請書の記載と一致していない等は本人確認書類として認められません。
市内に事業所等を有することを証する書類の写し	【個人事業主の場合】 開業届の写し 【法人の場合】 現在事項全部証明書の写し又は履歴事項全部証明書の写し(概ね6か月以内のもの)
補助事業であることを証する書類の写し	一般社団法人次世代自動車振興センター 補助対象車両一覧から導入した車両がわかる部分をご用意ください。 
自動車検査証記録事項、軽自動車届出済証又は標識交付証明書の写し	【二輪の小型自動車及び二輪の軽自動車の場合】 ・自動車検査証又は軽自動車届出済証の使用の本拠の位置が、市内の住所であること。 ・自動車検査証又は軽自動車届出済証の登録年月日又は交付年月

	日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であること。 【一般原動機付自転車の場合】 ・ 標識交付証明書の主たる定置場の位置が、市内の住所であること。 ・ 標識交付証明書の登録年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であること。 ・ 型式認定を取得したものであること。
契約書又は注文書の写し	契約（注文）書に①経費の明細、一般社団法人次世代自動車振興センターが補助対象としている②車両情報（メーカー名、車両名、型式等）が記載されているもの。 ・ 経費の明細とは、補助対象設備（メーカー名、車両名、型式等）の購入費の記載があるものです。記載ない場合は、経費内訳書を追加提出ください。なお、経費内訳書は、契約会社の経費の明細がわかる書類（見積書、内訳書、請求書等）をもって代用することができます。 ・ 契約（注文内容）を途中で変更されている場合は“変更契約（注文内容の変更）書類”も併せてご提出ください。
契約(注文)連名者委任状 ※契約（注文）者が複数のとき	複数名が申請可能な状態であるため、申請の権限を申請者に委任するものです。
領収書等の写し	領収書等に①契約（注文）金額と一致、②契約（注文）書に記載された購入内容等と合致する但し書きが記載されているもの。 （例） 領収書 〇〇会社 様 ①、② 令和 年 月 日 ¥5,000,000 但し、車両購入費として △△△△会社 【複数回支払いしている場合】 その全ての支払いが確認できる領収書等を提出してください。 【クレジットやローン等での支払い場合】 次のいずれかをご提出ください。 ・ 販売店発行のクレジット払いによる支払を証明する書類（支払証明書）

	・全額支払いの手続きが完了していることが確認できる（具体的な支払いスケジュールが明記されている）契約書類 ※契約の申込書ではなく、契約締結後の書類をご用意ください。 【領収書発行者が契約（注文先）業者と異なる場合】 主に契約（注文請）業者の金融サービス業務を行う別会社が考えられますが、同じグループ傘下であれば別途書類を提出する必要はありません。 【領収書の発行がない場合】 領収証明書の様式を用意していますので、契約業者に作成を依頼し提出してください。
設置状況が確認できる写真	保管場所で撮影した車両の全景及びナンバープレート が確認できるもの。
新車として購入してことがわかる書類の写し	メーカー発行の保証書等の写し ※二輪の軽自動車又は一般原動機付自転車に限り必要。

② リースの場合（リース事業者とリース先の共同申請）

必要書類	記載要件及び書類例等
申請書兼請求書 （第1号様式）	記入例（42ページ）を参考にし、必要事項を記入すること。 ※市長が税の納付状況を確認することに <u>同意しない場合は、納税証明書の写しの提出が必要。</u>
補助事業の概要 （第1号様式別紙1）	記入例（47ページ）を参考にし、必要事項を記入すること。
国等からの交付を受けたことがわかる書類の写し	※第1号様式別紙1において、国等からの補助金を補助対象経費から控除した結果、 <u>市への交付申請の額が30,000円（電気自動車）又は50,000円（燃料電池自動車）を下回る場合に限り必要。</u>
申請者の本人確認書類の写し	① 申請書上段のリース事業者 担当者又は代表者のもので、以下の書類のうち<u>2点以上</u>を提出 社員証、保険証、名刺等 ② 申請書下段のリース先 【個人事業主の場合】 ・顔写真付きの官公庁が発行するもの（<u>1点</u>） 例. 運転免許証、パスポート（住所が記載されているもの）、マイナンバーカード等 ・その他顔写真無しのもの（<u>2点以上</u>） 例. 健康保険証（住所が記載されていること）、年金手帳、通帳、キャッシュカード、診察券等、住民票の写し（概ね3か月以内に発行されたもの）等 【法人の場合】 担当者又は代表者のもので、以下の書類のうち<u>2点以上</u>を提出 社員証、保険証、名刺等 ※有効期限が切れている、住所氏名が申請書の記載と一致していない等は本人確認書類として認められません。
リース事業者に係る登記事項証明書の写し	現在事項全部証明書の写し又は履歴事項全部証明書の写し（概ね6か月以内のもの）
市内に事業所等を有することを証する書類の写し	【個人事業主の場合】 開業届の写し 【法人の場合】 現在事項全部証明書の写し又は履歴事項全部証明書の写し（概ね6か月以内のもの）

設置設備等が補助対象であることがわかる書類の写し	一般社団法人次世代自動車振興センター 補助対象車両一覧から導入した車両がわかる部分をご用意ください。 
自動車検査証記録事項、軽自動車届出済証又は標識交付証明書の写し	【二輪の小型自動車及び二輪の軽自動車の場合】 ・自動車検査証又は軽自動車届出済証の使用の本拠の位置が、市内の住所であること。 ・自動車検査証又は軽自動車届出済証の登録年月日又は交付年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であること。 【一般原動機付自転車の場合】 ・標識交付証明書の主たる定置場の位置が、市内の住所であること。 ・標識交付証明書の登録年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であること。 ・型式認定を取得したものであること。
リース事業者が購入する車両の購入費・工事費が確認できる書類及びリース契約書の写し	① <u>設備の購入費・工事費が確認できる書類の写し</u> リース事業者が販売店に対し設備が購入・工事したことがわかる領収書等を提出してください。 【複数回支払いしている場合】 その全ての支払いが確認できる領収書等を提出してください。 【クレジットやローン等での支払い場合】 次のいずれかをご提出ください。 ・販売店発行のクレジット払いによる支払を証明する書類（支払証明書） ・全額支払いの手続きが完了していることが確認できる（具体的な支払いスケジュールが明記されている）契約書類 ※契約の申込書ではなく、契約締結後の書類をご用意ください。 【領収書の発行がない場合】 領収証明書の様式を用意していますので、販売店に作成を依頼し提出してください。 ② <u>リース契約書の写し</u> リース契約（注文）書に①経費の明細、一般社団法人次世代自動車振興センターが補助対象としている②車両情報（メーカー名、車両名、型式等）が記載されているもの。 ・経費の明細とは、補助対象設備（メーカー名、車両名、型式等）の購入費の記載があるものです。記載ない場合は、経費内訳書を追加提出ください。なお、経費内訳書は、リース契約会社の

	経費の明細がわかる書類（見積書、内訳書、請求書等）をもって代用することができます。 ・リース契約を途中で変更されている場合は“変更契約（注文内容の変更）書類”も併せてご提出ください。
契約(注文)連名者委任状 ※契約（注文）者が複数のとき	複数名が申請可能な状態であるため、申請の権限を申請者に委任するものです。
設置状況が確認できる写真	保管場所で撮影した車両の全景及びナンバープレートが確認できるもの。
貸与料金の算定根拠明細書(様式第1号別紙2)	注意事項を確認し、必要事項を記入すること。

4-5 電気自動車の導入・燃料電池自動車の導入

(1) 事業の要件

①-1 (電気自動車)

電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「電気」と記載されているもの。ただし、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている四輪のものに限る。

①-2 (燃料電池自動車)

車両に搭載された燃料電池によって駆動される電動機のみを原動機とする検査済自動車で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「圧縮水素」と記載されているもの。ただし、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている四輪のものに限る。

- ② 申請者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したもの（中古の輸入車の初度登録車を除く。）であること。
- ③ 自動車検査証の使用の本拠の位置が、市内の住所であること。
- ④ 自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であること。
- ⑤ 国が令和5年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされている電気自動車又は燃料電池自動車であること。

(2) 必要書類

① 購入の場合

必要書類	記載要件及び書類例等
申請書兼請求書 (第1号様式)	記入例(40ページ)を参考にし、必要事項を記入すること。 ※市長が税の納付状況を確認することに同意しない場合は、 <u>納税証明書の写しの提出が必要。</u>
補助事業の概要 (第1号様式別紙1)	記入例(48ページ)を参考にし、必要事項を記入すること。
国等からの交付を受けたことがわかる書類の写し	※第1号様式別紙1において、国等からの補助金を補助対象経費から控除した結果、 <u>市への交付申請の額が30,000円（電気自動車）又は50,000円（燃料電池自動車）を下回る場合に限り必要。</u>
申請者の本人確認書類の写し	【個人事業主の場合】 ・顔写真付きの官公庁が発行するもの（1点）

	例. 運転免許証、パスポート（住所が記載されているもの）、マイナンバーカード等 ・その他顔写真無しのもの（<u>2点以上</u>） 例. 健康保険証（住所が記載されていること）、年金手帳、通帳、キャッシュカード、診察券等、住民票の写し（概ね3か月以内に発行されたもの）等 【法人の場合】 担当者又は代表者のもので、以下の書類のうち<u>2点以上</u>を提出 社員証、保険証、名刺等 ※有効期限が切れている、住所氏名が申請書の記載と一致していない等は本人確認書類として認められません。
市内に事業所等を有することを証する書類の写し	【個人事業主の場合】 開業届の写し 【法人の場合】 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の写し（概ね6か月以内のもの）
補助事業であることを証する書類の写し	一般社団法人次世代自動車振興センター 補助対象車両一覧から導入した車両がわかる部分をご用意ください。 
自動車検査証記録事項の写し	・「初度登録年月」と「登録年月日/交付年月日」が同年同月かつ、「登録年月日/交付年月日」が補助金の交付を受ける年度内の日付であること。 ・「使用者の指名又は名称」、「使用者の住所」が申請者名称、所在地と同じであること。 ・「使用の本拠の位置」が市内の住所であること。 ・「自家用・事業用の別」が「自家用」となっていること。 ・「燃料の種類」が「電気」又は「圧縮水素」であること。
契約書又は注文書の写し	契約（注文）書に①経費の明細、一般社団法人次世代自動車振興センターが補助対象としている②車両情報（メーカー名、車両名、型式等）が記載されているもの。 ・経費の明細とは、補助対象設備（メーカー名、車両名、型式等）の購入費の記載があるものです。記載ない場合は、経費内訳書を追加提出ください。なお、経費内訳書は、契約会社の経費の明細がわかる書類（見積書、内訳書、請求書等）をもって代用することができます。

	・ 契約（注文内容）を途中で変更されている場合は“変更契約（注文内容の変更）書類”も併せてご提出ください。
契約(注文)連名者委任状 ※契約（注文）者が複数のとき	複数名が申請可能な状態であるため、申請の権限を申請者に委任するものです。
領収書等の写し	領収書等に①契約（注文）金額と一致、②契約（注文）書に記載された購入内容等と合致する但し書きが記載されているもの。 （例） 【複数回支払いしている場合】 その全ての支払いが確認できる領収書等を提出してください。 【クレジットやローン等での支払い場合】 次のいずれかをご提出ください。 ・ 販売店発行のクレジット払いによる支払を証明する書類（支払証明書） ・ 全額支払いの手続きが完了していることが確認できる（具体的な支払いスケジュールが明記されている）契約書類 ※契約の申込書ではなく、契約締結後の書類をご用意ください。 【領収書発行者が契約（注文先）業者と異なる場合】 主に契約（注文請）業者の金融サービス業務を行う別会社と考えられますが、同じグループ傘下であれば別途書類を提出する必要はございません。 【領収書の発行がない場合】 領収証明書の様式を用意していますので、契約業者に作成を依頼し提出してください。
設置状況が確認できる写真	保管場所で撮影した車両の全景及びナンバープレートが確認できるもの。

② リースの場合（リース事業者とリース先の共同申請）

必要書類	記載要件及び書類例等
申請書兼請求書 （第1号様式）	記入例（42ページ）を参考にし、必要事項を記入すること。 ※市長が税の納付状況を確認することに <u>同意しない場合は、納税証明書の写しの提出が必要。</u>
補助事業の概要 （第1号様式別紙1）	記入例（48ページ）を参考にし、必要事項を記入すること。
国等からの交付を受けたことがわかる書類の写し	※第1号様式別紙1において、国等からの補助金を補助対象経費から控除した結果、 <u>市への交付申請の額が30,000円（電気自動車）又は50,000円（燃料電池自動車）を下回る場合に限り必要。</u>
申請者の本人確認書類の写し	① 申請書上段のリース事業者 担当者又は代表者のもので、以下の書類のうち<u>2点以上</u>を提出 社員証、保険証、名刺等 ② 申請書下段のリース先 【個人事業主の場合】 ・顔写真付きの官公庁が発行するもの（<u>1点</u>） 例. 運転免許証、パスポート（住所が記載されているもの）、マイナンバーカード等 ・その他顔写真無しのもの（<u>2点以上</u>） 例. 健康保険証（住所が記載されていること）、年金手帳、通帳、キャッシュカード、診察券等、住民票の写し（概ね3か月以内に発行されたもの）等 【法人の場合】 担当者又は代表者のもので、以下の書類のうち<u>2点以上</u>を提出 社員証、保険証、名刺等 ※有効期限が切れている、住所氏名が申請書の記載と一致していない等は本人確認書類として認められません。
リース事業者に係る登記事項証明書の写し	現在事項全部証明書の写し又は履歴事項全部証明書の写し（概ね6か月以内のもの）
市内に事業所等を有することを証する書類の写し	【個人事業主の場合】 開業届の写し 【法人の場合】 現在事項全部証明書の写し又は履歴事項全部証明書の写し（概ね6か月以内のもの）

設置設備等が補助対象であることがわかる書類の写し	一般社団法人次世代自動車振興センター 補助対象車両一覧 から導入した車両がわかる部分をご用意ください。 
自動車検査証記録事項の写し	・「初度登録年月」と「登録年月日/交付年月日」が同年同月かつ、「登録年月日/交付年月日」が補助金の交付を受ける年度内の日付であること。 ・「使用者の指名又は名称」、「使用者の住所」が申請者名称、所在地と同じであること。 ・「使用の本拠の位置」が市内の住所であること。 ・「自家用・事業用の別」が「自家用」となっていること。 ・「燃料の種類」が「電気」又は「圧縮水素」であること。
リース事業者が購入する車両の購入費・工事費が確認できる書類及びリース契約書の写し	① 設備の購入費・工事費が確認できる書類の写し リース事業者が販売店に対し設備が購入・工事したことがわかる領収書等を提出してください。 【複数回支払いしている場合】 その全ての支払いが確認できる領収書等を提出してください。 【クレジットやローン等での支払い場合】 次のいずれかをご提出ください。 ・販売店発行のクレジット払いによる支払を証明する書類（支払証明書） ・全額支払いの手続きが完了していることが確認できる（具体的な支払いスケジュールが明記されている）契約書類 ※契約の申込書ではなく、契約締結後の書類をご用意ください。 【領収書の発行がない場合】 領収証明書の様式を用意していますので、販売店に作成を依頼し提出してください。 ② リース契約書の写し リース契約（注文）書に①経費の明細、一般社団法人次世代自動車振興センターが補助対象としている②車両情報（メーカー名、車両名、型式等）が記載されているもの。 ・経費の明細とは、補助対象設備（メーカー名、車両名、型式等）の購入費の記載があるものです。<u>記載ない場合は、経費内訳書を追加提出ください。</u>なお、経費内訳書は、リース契約会社の経費の明細がわかる書類（見積書、内訳書、請求書等）をもって代用することができます。

	・リース契約を途中で変更されている場合は“変更契約（注文内容の変更）書類”も併せてご提出ください。
契約(注文)連名者委任状 ※契約（注文）者が複数のとき	複数名が申請可能な状態であるため、申請の権限を申請者に委任するものです。
設置状況が確認できる写真	保管場所で撮影した車両の全景及びナンバープレートが確認できるもの。
貸与料金の算定根拠明細書(様式第1号別紙2)	注意事項を確認し、必要事項を記入すること。

4-6 急速充電設備の導入・普通充電設備の導入

(1) 事業の要件

急速充電設備

電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する、一基当たりの定格出力が10kW以上のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものであり、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされていること。ただし、導入する設備は未使用のものであること。

普通充電設備

漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有する、一基当たりの定格出力が10kW未満のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものであり、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされていること。ただし、導入する設備は未使用のものであること。

(2) 必要書類

① 購入の場合

必要書類	記載要件及び書類例等
申請書兼請求書 (第1号様式)	記入例(40ページ)を参考にし、必要事項を記入すること。 ※市長が税の納付状況を確認することに同意しない場合は、納税証明書の写しの提出が必要。
補助事業の概要 (第1号様式別紙1)	記入例(49ページ)を参考にし、必要事項を記入すること。
国等からの交付を受けたことがわかる書類の写し	※第1号様式別紙1において、国等からの補助金を補助対象経費から控除した結果、市への交付申請の額が400,000円(急速充電設備)又は100,000円(普通充電設備)を下回る場合に限り必要。
申請者の本人確認書類の写し	【個人事業主の場合】 - 顔写真付きの官公庁が発行するもの(1点) 例. 運転免許証、パスポート(住所が記載されているもの)、マイナンバーカード等 - その他顔写真無しのもの(2点以上) 例. 健康保険証(住所が記載されていること)、年金手帳、通帳、キャッシュカード、診察券等、住民票の写し(概ね3か月以内に発行されたもの)等 【法人の場合】 担当者又は代表者のもので、以下の書類のうち2点以上を提出

	社員証、保険証、名刺等 ※有効期限が切れている、住所氏名が申請書の記載と一致していない等は本人確認書類として認められません。
市内に事業所等を有することを証する書類の写し	【個人事業主の場合】 開業届の写し 【法人の場合】 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の写し（概ね6か月以内のもの）
補助事業であることを証する書類の写し	一般社団法人次世代自動車振興センター 補助対象外部給電器一覧から設置した設備がわかる部分をご用意ください。 
契約書又は注文書・注文請書の写し	契約（注文）書に①経費の明細、一般社団法人次世代自動車振興センターが補助対象としている②型番及び設置数、③工事着工（予定）日・工事完了（予定）日が記載されているもの。 ※「充電設備」のみの記載は不可 （例）

工事請負契約書

工事名：充電設備設置工事

工事場所：松戸市□□□□

③ 工事着工日： 年 月 日 工事完了日： 年 月 日

内容（製品名等）	型式	数量	① 価格
② 普通充電設備	ABC-0123	1	¥1,000,000
工事費	-	1	¥500,000
小計			¥1,500,000
消費税及び地方消費税			150,000
合計			¥1,650,000

発注者：〇〇会社

受注者：△△△△会社

・経費の明細とは、補助対象設備（メーカー名、型番）の本体購入費等の記載があるものです。記載ない場合は、**経費内訳書**を追加提出ください。なお、経費内訳書は、契約会社の経費の明細がわかる書類（見積書、内訳書、請求書等）をもって代用することができます。

・契約（注文内容）を途中で変更されている場合は“変更契約（注文内容の変更）書類”も併せてご提出ください。

・工事期間について

契約書又は注文書に記載された着工日及び完了日と実態が異なっている場合又は、記載されていない場合は**工事着工完了証明書**を追加提出ください。

ただし、工事着工完了証明書は、契約会社から工事完了報告書等の工事着工日と完了日が記載された書類がある場合はこれを代用することができます。

なお、契約業者ではなく工事施工業者からの工事完了報告書等

	工事着工日と完了日が記載された書類がある場合は、契約会社と工事施工業者の関係がわかる書類を添付してください。
契約(注文)連名者委任状 ※契約(注文)者が複数のとき	複数名が申請可能な状態であるため、申請の権限を申請者に委任するものです。
領収書等の写し	領収書等に①契約(注文)金額と一致、②契約(注文)書に記載された施工内容等と合致する但し書きが記載されているもの。 (例) 【複数回支払いしている場合】 その全ての支払いが確認できる領収書等を提出してください。 【クレジットやローン等での支払い場合】 次のいずれかをご提出ください。 ・販売店発行のクレジット払いによる支払を証明する書類（支払証明書） ・全額支払いの手続きが完了していることが確認できる（具体的な支払いスケジュールが明記されている）契約書類 ※契約の申込書ではなく、契約締結後の書類をご用意ください。 【領収書発行者が契約(注文先)業者と異なる場合】 主に契約(注文請)業者の下請業者が考えられますが、この場合は領収書発行者と契約(注文)業者の関係性がわかる書類を追加提出してください。 例. 契約書に工事に関しては領収書発行者が実施する旨の記載がある等 【領収書の発行がない場合】 領収証明書の様式を用意していますので、契約業者に作成を依頼し提出してください。
カタログ又は仕様書等の写し	メーカー名、形状、型番が確認できるもの。
設置図面	平面図に事業所の形、敷地、設置した全ての設備を記載くださ

	い。なお、手書きの平面図は可能な限り避けてください。
設置状況が確認できる写真	設置した <u>全ての充電設備の全景及び銘板</u> が確認できるもの。 ※工事中と思われる写真や設備や銘板の文字が確認できない場合は不可。
未使用品であることを確認できる書類の写し (いずれか1点)	メーカー発行の保証書、出荷証明書、出荷検査成績書（検査日の記載があるもの） 等の写し ※メーカーによっては「納品書」という名称で発行されている場合があります。メーカーから販売店に設備が納品されていることを証明できるものがあれば、書類の名称は問いません。なお、メーカーからに限らず、問屋などからの証明書でもかまいません。

② リースの場合（リース事業者とリース先の共同申請）

必要書類	記載要件及び書類例等
申請書兼請求書 （第1号様式）	記入例（42ページ）を参考にし、必要事項を記入すること。 ※市長が税の納付状況を確認することに同意しない場合は、納税証明書の写しの提出が必要。
補助事業の概要 （第1号様式別紙1）	記入例（49ページ）を参考にし、必要事項を記入すること。
国等からの交付を受けたことがわかる書類の写し	※第1号様式別紙1において、国等からの補助金を補助対象経費から控除した結果、市への交付申請の額が400,000円（急速充電設備）又は100,000円（普通充電設備）を下回る場合に限り必要。
申請者の本人確認書類の写し	① 申請書上段のリース事業者 担当者又は代表者のもので、以下の書類のうち2点以上を提出 社員証、保険証、名刺等 ② 申請書下段のリース先 【個人事業主の場合】 ・顔写真付きの官公庁が発行するもの（1点） 例. 運転免許証、パスポート（住所が記載されているもの）、マイナンバーカード等 ・その他顔写真無しのもの（2点以上） 例. 健康保険証（住所が記載されていること）、年金手帳、通帳、キャッシュカード、診察券等、住民票の写し（概ね3か月以内に発行されたもの）等 【法人の場合】 担当者又は代表者のもので、以下の書類のうち2点以上を提出 社員証、保険証、名刺等 ※有効期限が切れている、住所氏名が申請書の記載と一致していない等は本人確認書類として認められません。
リース事業者に係る登記事項証明書の写し	現在事項全部証明書の写し又は履歴事項全部証明書の写し（概ね6か月以内のもの）
市内に事業所等を有することを証する書類の写し	【個人事業主の場合】 開業届の写し 【法人の場合】 現在事項全部証明書の写し又は履歴事項全部証明書の写し（概ね6か月以内のもの）

補助事業であることを証する書類の写し	一般社団法人次世代自動車振興センター 補助 対象外部給電器一覧 から設置した設備がわかる 部分をご用意ください。 
リース事業者が購入する車両の購入費・工事費が確認できる書類及びリース契約書の写し	① 設備の購入費・工事費が確認できる書類の写し リース事業者が販売店に対し設備が購入・工事したことがわかる領収書等を提出してください。 【複数回支払いしている場合】 その全ての支払いが確認できる領収書等を提出してください。 【クレジットやローン等での支払い場合】 次のいずれかをご提出ください。 ・販売店発行のクレジット払いによる支払を証明する書類（支払証明書） ・全額支払いの手続きが完了していることが確認できる（具体的な支払いスケジュールが明記されている）契約書類 ※契約の申込書ではなく、契約締結後の書類をご用意ください。 【領収書の発行がない場合】 領収証明書の様式を用意していますので、販売店に作成を依頼し提出してください。 ② リース契約書の写し リース契約（注文）書に①経費の明細、一般社団法人次世代自動車振興センターが補助対象としている②型番及び設置数が記載されているもの。 ・経費の明細とは、補助対象設備（メーカー名、型番）の本体購入費等の記載があるものです。記載ない場合は、経費内訳書を追加提出ください。なお、経費内訳書は、リース契約会社の経費の明細がわかる書類（見積書、内訳書、請求書等）をもって代用することができます。 ・リース契約（注文内容）を途中で変更されている場合は“変更契約（注文内容の変更）書類”も併せてご提出ください。
契約(注文)連名者委任状 ※契約（注文）者が複数のとき	複数名が申請可能な状態であるため、申請の権限を申請者に委任するものです。
カタログ又は仕様書等の写し	メーカー名、形状、型番が確認できるもの。
設置図面	<u>平面図</u> に事業所の形、敷地、設置した 全ての設備 を記載くださ

	い。なお、手書きの平面図は可能な限り避けてください。
設置状況が確認できる写真	設置した全ての充電設備の 全景及び銘板 が確認できるもの。 ※工事中と思われる写真や設備や銘板の文字が確認できない場合は不可。
未使用品であることを確認できる書類の写し (いずれか1点)	メーカー発行の保証書、出荷証明書、出荷検査成績書（検査日の記載があるもの） 等の写し ※メーカーによっては「納品書」という名称で発行されている場合があります。メーカーから販売店に設備が納品されていることを証明できるものがあれば、書類の名称は問いません。なお、メーカーからに限らず、問屋などからの証明書でもかまいません。
貸与料金の算定根拠明細書(様式第1号別紙2)	注意事項を確認し、必要事項を記入すること。

5 各種様式の記入例

第1号様式

記入日 **令和7年 4月 1日**

松戸市事業用省エネルギー設備等導入促進事業費補助金交付申請書兼請求書

(宛先) 松戸市長

(申請者) 郵便番号 **000-0000**
所在地 **松戸市松戸000**
フリガナ **××××ガイシャ**
名称 **××××会社**
代表者肩書 **代表取締役**
代表者氏名 **環境 一郎**
電話番号 **000-000-0000**

申請者の情報を記入してください。
押印は不要です。

松戸市事業用省エネルギー設備等導入促進事業費補助金の交付を受けたいので、
下記のとおり添付書類を添えて申請します。

また、交付決定後は、補助金を下記の口座に振り込んでいただきますよう請求します。

記

補助事業の種類 ※該当事業に☑	☒ 省エネルギー診断の受診 ☐ 省エネルギー診断に基づく設備改修等 ☐ ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の新築・改修等 ☐ 電動バイク等の導入 ☐ 電気自動車の導入 ☐ 燃料電池自動車の導入 ☐ 急速充電設備の導入 ☐ 普通充電設備の導入						
補助金交付申請額	21,000 円						
振込口座 ※申請者と同じ口座名義であること。	金融機関名	松戸 銀行		本店			
		金庫		根本 支店			
	組合		出張所				
			普通・当座				
口座番号	1	2	3	4	5	6	7
フリガナ	マツド タロウ						
口座名義	松戸 太郎						

次ページへ

補助事業を実施した事業所等の名称及び所在地	名 称：△△事業所 所在地：松戸市松戸〇〇〇
補助事業の概要	別紙のとおり
市に納付すべき税の納付状況について	左記について市長が確認することに、 ☒ 同意します。 ☐ 同意しません。 ※該当するものに○をしてください。
まつどSDGsキャラバンメンバーシップ制度について	☒ 左記について、取組を通じて目指したいSDGsのゴールとして「7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに」又は「13 気候変動に具体的な対策を」を宣言しています。
(誓約事項) ☒ 私（代表者、役員その他の事業者の経営に実質的に関与している者）は、松戸市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等に、該当しません。	

納税状況は当室にて確認することが出来ますが、同意が必要です。同意しない場合は、納税証明書の写しを提出する必要があります。

(添付書類) ※提出する書類に☒

☒ 補助事業の概要（第1号様式別紙1）

⇒ ☐ 国等からの補助金の交付決定通知の写し【国等の補助金の交付を受けている場合】

※市への交付申請の額が各補助金の交付上限額を下回る場合に限り必要

☒ 申請者の本人確認書類の写し

【個人事業主の場合】顔写真付きは1点、顔写真無しは2点

【法人の場合】担当者の社員証、保険証、名刺のうち2点以上

☒ 市内に事業所等を有することを証する書類の写し

☐ 市に納付すべき税の納税証明書の写し【「市に納付すべき税の納付状況について」で同意しない場合】

☒ 補助事業であることを証する書類の写し

☒ 補助事業に係る経費の内訳が記載された契約書等の写し

⇒ ☒ 契約(注文)連名者委任状【契約(注文)を連名である場合】

⇒ ☐ 変更契約(注文内容の変更)書類の写し【契約(注文)が途中で変更している場合】

⇒ ☐ 引渡証明書【新築・購入した事業所等における契約(注文)書記載の引渡し日と実際が異なる場合】

⇒ ☒ 工事着工完了証明書【改修した事業所等における契約(注文)書記載の工事日と実際が異なる場合】

⇒ ☒ 経費内訳書【経費の明細がわかる書類がない場合】

☒ 補助事業に係る支払いを証する書類・内訳書の写し

⇒ ☐ 領収証明書【領収書の発行がない場合】

☒ 補助事業ごとの添付書類（第1号様式別紙1に記載）

☐ その他市長が必要と認める書類

第1号様式（リース用）

記入日 令和7年 4月 1日

松戸市事業用省エネルギー設備等導入促進事業費補助金交付申請書
(宛先) 松戸市長

(リース事業者)

郵便番号 000-0000
所在地 松戸市根本△△△
フリガナ △△△△ガイシャ
名称 △△△△会社
代表者肩書 代表取締役社長
代表者氏名 脱炭素 太郎
電話番号 000-000-0000

(リース先)

郵便番号 000-0000
所在地 松戸市根本□□□
フリガナ □□□□ガイシャ
名称 □□□□会社
代表者肩書 代表取締役社長
代表者氏名 環境 二郎
電話番号 000-000-0000

松戸市事業用省エネルギー設備等導入促進事業費補助金の交付を受けたいので、
下記のとおり添付書類を添えて申請します。
また、交付決定後は、補助金を下記の口座に振り込んでいただきますよう請求し
ます。

記

補助事業の種類 ※該当事業に☑	☒ 省エネルギー診断に基づく設備改修等 ☐ 電動バイク等の導入 ☐ 電気自動車の導入 ☐ 燃料電池自動車の導入 ☐ 急速充電設備の導入 ☐ 普通充電設備の導入						
補助金交付申請額	円						
振込口座 ※申請者（リース事業 者）と同じ口座名義であ ること。	金融 機関名	松戸 銀行 金庫 組合			本店 根本 支店 出張所		
		普通			当座		
	口座番号	1	2	3	4	5	6 7
	フリガナ	マツド タロウ					
口座名義	松戸 太郎						

次ページへ

補助事業を実施した事業所等の名称及び所在地	名 称：△△事業所 所在地：松戸市松戸〇〇〇
補助事業の概要	別紙のとおり
市に納付すべき税の納付状況について	左記について市長が確認することに、 （リース事業者）同意します。・ 同意しません。 （リース先） 同意します。・ 同意しません。 ※該当するものに○をしてください。
まつどSDGsキャラバンメンバーシップ制度について	☒ （リース先）左記について、取組を通じて目指したいSDGsのゴールとして「7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに」又は「13 気候変動に具体的な対策を」を宣言しています。
（誓約事項） ☒ （リース事業者） 私（代表者、役員その他の事業者の経営に実質的に関与している者）は、松戸市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等に、該当しません。 ☒ （リース先） 私（代表者、役員その他の事業者の経営に実質的に関与している者）は、松戸市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等に、該当しません。	

（添付書類） ※提出する書類に☑

☒ 補助事業の概要（第1号様式別紙1）

⇒ ☐ 国等からの補助金の交付決定通知の写し【国等の補助金の交付を受けている場合】

※市への交付申請の額が各補助金の交付上限額を下回る場合に限り必要

☒ 申請者の本人確認書類の写し

【個人事業主の場合】顔写真付きは1点、顔写真無しは2点

【法人の場合】担当者の社員証、保険証、名刺のうち2点以上

☒ リース事業者に係る登記事項証明書の写し（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）の写し

☒ 市内に事業所等を有することを証する書類の写し

☐ 市に納付すべき税の納税証明書の写し【「市に納付すべき税の納付状況について」で同意しない場合】

☒ 貸与料金の算定根拠明細書（第1号様式別紙2）

☒ 補助事業であることを証する書類の写し

☒ リース事業者が購入する設備の購入費・工事費が確認できる書類及びリース契約書の写し

⇒ ☒ 契約(注文)連名者委任状【契約(注文)を連名である場合】

⇒ ☐ 経費内訳書【リース事業者が扱う導入設備等が自社製品の場合】

⇒ ☒ 変更契約(注文内容の変更)書類【契約(注文)が途中で変更している場合】

⇒ ☒ 工事着工完了証明書【契約(注文)書記載の工事日と実際が異なる場合】

☒ 補助事業ごとの添付書類（第1号様式別紙1に記載）

☐ その他市長が必要と認める書類

第1号様式別紙1

補助事業の概要

省エネルギー診断の受診

省エネルギー診断機関 の種別 ※該当項目に☑	☐ 千葉県の指定機関（ ☒ (一財)省エネルギーセンター ☐ 中小企業等に向けた省エネルギー診断拡充事業 ☐ 省エネお助け隊 ☐ その他（
省エネルギー診断日	令和7年 4月 1日
補助事業の実施にかか った経費	(総額) 231,000 円 (A) (うち消費税) 21,000 円 (B)
国等の補助金額	0 円 (C)
補助対象経費 (A) - (B) - (C)	210,000 円

第1号様式別紙1

補助事業の概要

省エネルギー診断に基づく設備改修等

補助事業を実施した事業所について (該当するものに☑)	☒ 事業所所有者は申請者と同じ ☐ 事業所所有者は申請者と異なる 【異なる場合】 ☐ 補助事業を実施することに同意を得ている
改修等を実施する設備	業務用エアコン
省エネルギー診断機関の種別 ※該当項目に☑	☐ 千葉県の指定機関 () ☒ (一財)省エネルギーセンター ☐ 中小企業等に向けた省エネルギー診断拡充事業 ☐ 省エネお助け隊 ☐ その他 ()
省エネルギー診断日	令和7年 4月 1日
事業所全体におけるエネルギー/CO ₂ 排出量削減率	20%
再生可能エネルギーの活用方法 ※発電設備を導入した場合のみ	☐ 全量自家消費 ☐ 余剰電力を売電
工事完了日	令和7年 4月 9日
補助事業の実施にかかった経費	(総額) 2,750,000 円 (A) (うち消費税) 250,000 円 (B)
国等の補助金額	1,000,000 円 (C)
補助対象経費 (A) - (B) - (C)	1,500,000 円

実際に工事をした日付を記載してください。(1年以内のもののみ補助対象)

(補助事業ごとの添付書類)

- ☒ 導入する設備の技術仕様が確認できる書類の写し
- ☒ 導入した設備等の場所がわかる図面
- ☒ 工事実施状況等を確認できる写真(工事着工前及び後の写真)
- ☒ 導入した設備等が未使用品であることを確認できる書類の写し
- ☐ 再生可能エネルギー設備を導入していることを証する書類の写し【当該設備を導入している場合】

第1号様式別紙1

補助事業の概要

Z E B（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）

実際に工事をした日付を記載
してください。（1年以内のもの
のみ補助対象）

事業所等の引渡し日 （改修の場合は工事完了日）	令和7年 4月10日
補助事業の実施にかかった経費	（総額） 110,000,000円（A） （うち消費税） 10,000,000円（B）
国等の補助金額	20,000,000円（C）
補助対象経費 （A）－（B）－（C）	80,000,000円

（補助事業ごとの添付書類）

- ☒ 工事実施状況等を確認できる写真（工事着工前及び後の写真）
- ☒ 再生可能エネルギー設備を導入していることを証する書類の写し【当該設備を導入している場合】

第1号様式別紙1

補助事業の概要

電動バイク等の導入

メーカー名		〇〇株式会社
車 名		△△△△
型 式		ZAA-0000
交付年月日/登録年月日		令和7年 4月 1日
所有者	氏名又は名称	松戸 太郎
	住 所	松戸市根本387-5
使用者	氏名又は名称	☒ 所有者と同じ
	住 所	☒ 所有者と同じ 松戸市
使用の本拠の位置/主たる定置場		☒ 使用者と同じ 松戸市
補助対象車両の導入にかかった経費		(総額) 5,000,000円 (A) (うち消費税) 454,545円 (B)
国等の補助金額		500,000円 (C)
補助対象経費 (A) - (B) - (C)		4,045,455円

(補助事業ごとの添付書類)

- ☒ 車両の導入状況が確認できる写真（保管場所において撮影したもの）
 - ☒ 自動車検査証記録事項、軽自動車届出済証又は標識交付証明書の写し
 - ☒ メーカー発行の保証書等の写し
- ※二輪の軽自動車又は一般原動機付自転車に限り必要。

第1号様式別紙1

補助事業の概要

☒ 電気自動車の導入 ☐ 燃料電池自動車の導入

メーカー名	〇〇自動車株式会社	
車 名	△△△△	
型 式	ZAA-0000	
交付年月日/登録年月日	令和7年 4月 1日	
所有者	氏名又は名称	××××会社
	住 所	松戸市松戸〇〇〇
使用者	氏名又は名称	☒ 所有者と同じ
	住 所	☒ 所有者と同じ 松戸市
使用の本拠の位置	☒ 使用者と同じ 松戸市	
補助対象車両の導入にかかった経費	(総額)	5,000,000円 (A)
	(うち消費税)	454,545円 (B)
国等の補助金額	500,000円 (C)	
補助対象経費 (A) - (B) - (C)	4,045,455円	

一般社団法人次世代自動車振興センターに登録されている型式を記入してください。

日付が年度内であることを確認してください。

自動車検査証の内容を記載してください。

(補助事業ごとの添付書類)

- ☒ 車両の導入状況が確認できる写真（保管場所において撮影したもの）
☒ 自動車検査証記録事項の写し

第1号様式別紙1

補助事業の概要

☒ 急速充電設備の導入 ☐ 普通充電設備の導入

補助事業を実施した土地について (該当するものに☑)	☒ 土地所有者は申請者と同じ ☐ 土地所有者は申請者と異なる 【異なりかつ土地に設置する場合】 ☐ 補助事業を実施することに土地所有者から同意を得ている	
補助事業を実施した事業所について (該当するものに☑)	☒ 事業所所有者は申請者と同じ ☐ 事業所所有者は申請者と異なる 【異なりかつ事業所に設置する場合】 ☐ 補助事業を実施することに事業所所有者から同意を得ている	
一般（市民）の利用 ※該当するものに☑	☐ 一般（市民）の方（利用可能時間帯） ☒ 一般（市民）の方は利用できない	
メーカー	OO会社	
型式	ABC1234	
工事期間	着工日	令和7年 4月 1日
	完了日	令和7年 4月 9日
補助事業の実施にかかった経費	（総額） 1,650,000 円（A） （うち消費税） 150,000 円（B）	
国等の補助金額	500,000 円（C）	
補助対象経費 （A）－（B）－（C）	1,000,000 円	

一般社団法人次世代自動車振興センターに登録されている型式を記入してください。

実際に工事をした日付を記載してください。（年度内のもののみ補助対象）

（補助事業ごとの添付書類）

- ☒ 導入する設備の技術仕様が確認できる書類の写し
- ☒ 導入した設備等の場所がわかる図面
- ☒ 工事実施状況等を確認できる写真
- ☒ 設備が未使用品であることを確認できる書類の写し

第1号様式別紙2

貸与料金の算定根拠明細書

(宛先) 松戸市長

(リース事業者)

所在地 **松戸市根本△△△**
 名称 **△△△△会社**
 代表者肩書 **代表取締役**
 代表者氏名 **脱炭素 太郎**
 電話番号 **△△△△会社**

(リース先)

所在地 **松戸市松戸〇〇〇**
 名称 **××××会社**
 代表者肩書 **代表取締役**
 代表者氏名 **環境 一郎**
 電話番号 **〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇**

補助事業で導入する設備については、次のとおりであることについて間違いありません。

また、注意事項に記載されている内容について間違いがないこと、補助金交付後も遵守することを誓約します。

対象設備	電気自動車		
リース期間(月数)	60月		
補助金額	松戸市の補助金 (a)	国の補助金 (b)	(c)
	100,000円	750,000円	850,000円
リース料総額 ※前払金を含む、 税抜き金額	補助金なしの場合 (d)	補助金ありの場合 (e)	差額(d - e) (f)
	5,000,000円	4,150,000円	850,000円

リース事業者が受け取った補助金の額を記載してください。
 ※リース先が受け取った補助金は含みません。

(注意事項)

- 補助金ありの場合のリース料総額(e)又はこれをリース期間で除した月額リース料金が、リース契約書で確認できること。リース契約書から、これが確認できない場合は、補助金額をリース料金から差し引いてリース契約を再締結するか、補助金額確定後もしくは入金後に補助金額をリース料から減額し、月々のリース料へ反映することを明記した覚書等をリース事業者及びリース先で締結のうえ提出すること。
- 補助金ありの場合となしの場合のリース料総額の差額(f)が、補助金額合計(c)以上であること。
- 松戸市の補助金の金額分は、月額リース料金を減額する形で貸与先に還元されること。リース契約とは別に貸与先に支払われる形は認められない。
- リース期間が財産処分制限期間より短い場合は、リース期間終了後にリース先が対象設備を購入する契約となっていること。

6 補助対象設備の処分の制限

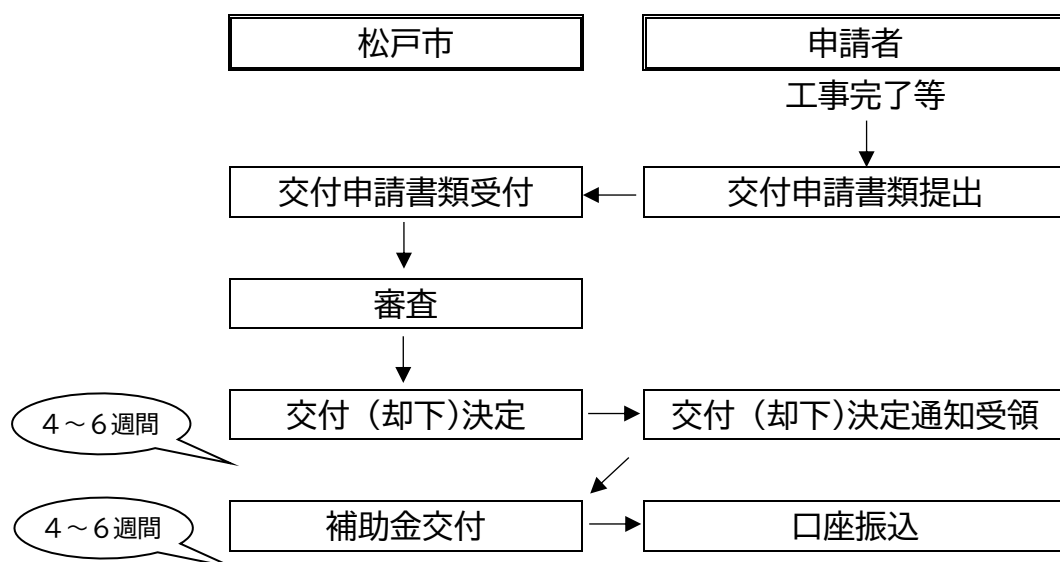
この補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、以下の補助対象設備を市長の承認なく処分してはいけません。

ただし、松戸市事業用省エネルギー設備等導入促進事業費補助金設備処分承認申請書(第4号様式)を提出し市長の承認を得た場合はこの限りではありません。

補助事業により 導入した設備の種類	耐用年数
省エネルギー診断により改修された設備	減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1のうち種類が建物及び建物付属設備に従う
Z E B	
電動バイク等	3年
電気自動車	4年
燃料電池自動車	4年
急速充電設備	5年
普通充電設備	5年

7 補助金の交付までの流れ

※交付(却下)決定までには、交付申請書受付後、6週間以上かかることがあります。



不明な点などは、下記までお問い合わせください。

問い合わせ先

松戸市 環境部 環境政策課

ゼロカーボンシティ推進担当室（市役所新館6階）

T E L : 047-710-0243

F A X : 047-366-8114

E-mail : mczeroc@city.matsudo.chiba.jp

令和7年4月1日作成